

# **企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針**

**塩野義製薬株式会社**

**2011年11月1日制定**

**2013年 4月1日改定**

**2016年11月1日改定**

**2019年 4月1日改定**

# 「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」

## シオノギの姿勢

当社は、「基本方針」「行動方針」に基づき、世界中の人々の健康の増進と快適な生活に貢献する企業として、高い倫理観を持ち、全てのステークホルダーの信頼と共感を得るために、今後とも企業情報を適時、適切に開示いたします。

有用な医薬品の提供を通じて社会に貢献するには、当社を含めた創薬型製薬企業は新薬の研究開発から製造・販売に至る段階で、医療関係者の方々と緊密な連携が必要となります。その一方で社会・国民に対し、企業活動と医療機関等の関係の透明性確保が求められていることを認識し、当社として透明性・信頼性の向上に一層努めてまいります。

その指針として、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の策定を受け、当社の行動基準を制定しました。

# 情報公開

## 1. 公開方法

インターネット上の当社ウェブサイト等にて医療関係者等への資金提供について公開する。

## 2. 公開時期

公開対象となる資金提供について、毎事業年度終了後1年以内に公開する。

## 3. 公開対象

公開対象となる項目は、次のとおりとする。

### A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもと実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

### B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金および学会等の会合開催費用の支援としての学会等寄附金、学会等共催費。

### C. 原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等。

### D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用。

### E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

## 4. 適用時期

2019年4月1日に開始する事業年度の支払から適用する。

# 情報公開

## 公開対象項目

	項目	公開内容
<b>A.研究費開発費等</b> ※ 特定臨床研究費を除き、 2015年度までの契約による 支払分については、年間の総 額を公開する	特定臨床研究費	提供先施設等の名称等：〇〇件〇〇円
	倫理指針に基づく研究費	提供先施設等の名称：〇〇件〇〇円
	臨床以外の研究費	提供先施設等の名称
	治験費	提供先施設等の名称：〇〇件〇〇円
	製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称：〇〇件〇〇円
	副作用・感染症症例報告費	提供先施設等の名称：〇〇件〇〇円
	製造販売後調査費	提供先施設等の名称：〇〇件〇〇円
	その他の費用	年間の総額
<b>B.学術研究助成費</b> ※ 臨床研究法で公表を義務 付けられている情報を含む	奨学寄附金	〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円
	一般寄附金	〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円
	学会等寄附金	第〇回〇〇学会 （〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円
	学会等共催費	第〇回〇〇学会〇〇セミナー：〇〇円
<b>C.原稿執筆料等</b> ※ 臨床研究法で公表を義務 付けられている情報を含む	講師謝金	〇〇大学（〇〇病院）〇〇科 〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
	原稿執筆料・監修料	〇〇大学（〇〇病院）〇〇科 〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
	コンサルティング等業務委託費	〇〇大学（〇〇病院）〇〇科 〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
<b>D.情報提供関連費</b>	講演会等会合費	年間の件数・総額
	説明会費	年間の件数・総額
	医学・薬学関連文献等提供費	年間の総額
<b>E.その他の費用</b>	接遇等費用	年間の総額